

2021 年 5 月 12 日

大 阪 市 教 育 委 員 会
教育長 山本 晋次 様

大阪市学校給食調理員労働組合
執行委員長 塩見 洋子

現業統一闘争に関する要求書

日頃、大阪市における学校給食事業並びに、給食調理員の勤務労働条件改善に努力されている貴教育委員会に敬意を表します。

昨年来、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置等と国全体が緊急非常事態となっております。終息時期は全く見えず、今後も予断を許さない状況の中、あらためて有時における危機管理マニュアルを明日そして未来の備えとして実効性のあるものと認識し体制を整えることが大阪市の責任と考えます。

労働安全衛生については、今年の夏の気温も全国的に昨年並みか高くなると予想されており給食調理員にとって1年間を通じ体調を維持することが最も困難な季節といえます。

施設の老朽化が著しく快適な職場とは言い難い状況になっている今、食の安全、職員の安全が整ってこそ「安全で安心な給食」を提供することができます。安全管理を第一とした環境の整備こそ最重要事項といえることからその基礎作りをともに築き上げていくことを市教委に求めます。

学校現場は、校長以下きわめて職種的な上下関係の強い組織形態をもっています。現場での作業、書類作成等、調理員の作業量は繁忙を極めています。同じ教職員として管理職の学校給食に対しての理解が重要です。中学校給食も全校で完全実施され、子校・親校の連携、協力体制作りを市教委に求めます。

以下の要求項目に対して、大阪市教育委員会としての誠意ある回答を要求します。

記

1. 学校給食を自治体行政の責任として直営を基本とした体制で行うこと。
2. 地公労法上の団体交渉権、労働協約締結権を遵守し、賃金・勤務労働条件の変更については、事前に協議し、誠実な団体交渉により決定すること。また、質の高い公共サービスを安定的に提供するという観点、さらには、公営企業法上の「職員の給与は、その職務に必要とされる技能・職務遂行の困難度等職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員の発揮した能率が十分に考慮されるものでなければならない」という観点からも、職責に応じた賃金水準を確保し、単純に民間類似職種と比較されるべきものではないことから、現業職員のみを対象とした賃金削減は行わないこと。

3. 格付基準（臨時期間・前歴の格付通算を含む）の改善を図るとともに昇格枠の拡大を図ること。特に、技能労務職２級昇格条件の改善を図ること。
4. 地域手当は本給繰り入れを基本に改善を図ること。
5. 「職員基本条例」に基づく相対評価による給与反映は即時廃止すること。また、人事評価結果の昇給制度への活用は、給与制度改革の実施に伴い、評価結果が昇給に反映されない組合員が多数存在することも踏まえ、慎重に検討を行い十分な交渉・合意により改善を図ること。人事評価制度については、あくまで人材育成を目的とした制度であることを十分認識するとともに、職場の実情に応じた評価を行うなど、より納得性の高い評価制度となるよう引き続き労使協議を行うこと。
6. すべての公務災害・職業病を一掃するという強い決意をもって労働基準法・労働安全法を遵守し、労働安全衛生管理体制の強化・充実をはかること。
7. 給食が安全に提供でき、また児童生徒が安心して喫食できるよう安全衛生管理体制の一層の充実をはかること。調理員の健康保持と、食材の安全を確保するため給食室に空調設置を行うこと。また、老朽化した給食室の改修・改築を直ちに行い、文部科学省が推進する衛生管理基準に沿うよう職場の環境改善・整備を図ること。
8. 業務、労働実態に見合う人員配置と要員の確保を行い多様化する献立調理業務に見合った配置基準とすること。また、年度途中の退職等に伴う欠員の補充は正規職員で対応すべきで、やむを得ず会計年度職員を配置する場合は、正規職員と同じ勤務時間とすること。給食調理技術の継承を図るためにも新規採用を行うこと。
9. 労使関係については、法令を遵守し「労使対等の原則」「相互不介入の原則」「労使自治の原則」「相互理解の原則」等に基づくこと。
10. 近年多発している大規模災害の現状を踏まえ、学校施設が避難所となることから避難所施設の運営、住民に対しての炊き出しなど、災害時における自治体現場力を活用した危機管理体制を確立すること。また、近隣自治体を含めた災害発生時における職員の参集基準や労働条件などは労使による協議を行い、早期の復旧・復興が可能となる体制を確立し研修訓練を行うこと。
11. 学校給食調理員に対するあらゆる差別を撤廃すること。特に、国あるいは大阪府下に非常事態宣言が発出され学校休業となった場合の調理員の勤務の取り扱い、他の教職員と同等とされること。